

野田市公告式条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市公告式条例の一部を改正する条例（案）

2 意見の募集期間

平成28年12月19日（月）から平成29年1月17日（火）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	3人	4件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	1人 1件
	F A X	1人 2件
	Eメール	1人 1件
政策等に反映した意見		3件

4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>第2条第2項 地方自治法第16条は「公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない」とし、野田市公告式条例が制定されている。</p> <p>掲示場の削減によって多くの市民へ広く公告し公布する目的は達成できないこととなる。</p> <p>「市民の方々が掲示物をご覧になる機会はほとんどない状況」ということは理由にならず、掲示場での掲示という方法が時代に合っていないということである。</p> <p>このような理由がまかりとおれば、野田市の情報公開、公表、提供などが後退してしまいかねない。</p> <p>掲示場の削減と合わせて、ICT（情報通信技術）の進歩した現</p>	<p>ご意見のとおり、現代社会においてホームページでの情報発信は重要なことですので、条例等の公布の情報の野田市ホームページでの発信を行うことを条例に明記いたします。</p> <p>ただし、地方自治法第16条の「公布」とは、成立した成文の法規を公表して一般人が知ることのできる状態に置くことをいうと解されており（新版 逐条地方自治法 第8次改訂版 著者 松本英昭 出版社 学陽書房 参照）。</p> <p>情報通信技術が進歩した現時点においても、全ての方がインターネットを利用できるとは考えられないことから、地方自治法第16条の「公布」の方法として野田市ホームページへの掲載を条</p>	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	代社会に合った公布の方法として、野田市ホームページも明確に位置付け条例に加えるべきである。	例に規定することは妥当でないと考えております。 このため、効力の発生に係る規定とは別に、下記の条文を新たに加えることとします。	
2	第2条第2項 「市民の方々が掲示物をご覧になる機会はほとんどない状況となっております。」ということであれば、市民が見やすいほかの方法を公布方法として新たに条例に定めることも掲示場の集約と併せて行うべきである。	(情報の公開) 第7条 第2条から第5条までの規定により条例、規則又は規程を公布し、又は公表した市長又は市の機関は、野田市のホームページへの掲載により、当該条例、規則又は規程に関する情報を公開しなければならない。	修正有り
3	第2条第2項 条例等はホームページで見ることができるが、告示等は見れないので、インターネット公告式を実行してください。	また、この規定に基づき、本条例の規定により公布した条例等のほか、告示等の掲示物についても、基準を定め、個人情報に配慮しつつ、野田市ホームページでの情報発信を行ってまいります。	修正有り
4	第2条第2項 野田市役所の掲示場を野田市役所前掲示場に変更してください。 現在の掲示場は市民が通行しない場所ですので、国旗ポール近くに移設してください。	掲示場の削減と合わせた情報提供の充実としては、野田市ホームページでの掲示物の情報発信を行ってまいりますので、「野田市役所前掲示場」への名称の変更及び掲示場の移設は必要ないと考えております。 なお、掲示場の名称については、昭和27年の本条例の施行時から「野田市役所掲示場」と規定してきたことを踏まえ、今後も引き続きこの名称を使用することとしますので、素案を次のとおり変更します。 第2条第2項 条例の公布は、野田市役所掲示場に掲示してこれを行う。	修正無し